

## 資料編

- 第五次総合計画の策定経過
- 市民参画の状況
- 鹿児島市総合計画策定条例
- 第五次総合計画の策定体制
- 鹿児島市総合計画審議会条例
- 諮問
- 答申書
- 鹿児島市庁議規程
- 鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱
- 鹿児島市次期総合計画研究会設置要綱
- 鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ  
設置要綱
- 用語解説（五十音順）



## 第五次総合計画の策定経過

### 【21年度】

平成21年7月15日～11月24日

鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ（10回開催）

平成21年7月29日～9月3日

市民意識調査

- ・対象者：16歳以上の市民5,000人（無作為抽出）
- ・有効回答数：2,791人

平成21年12月15日～平成22年2月22日

鹿児島市次期総合計画研究会（4回開催）

### 【22年度】

平成22年4月21日

第1回鹿児島市総合計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）・部会（合同会議）

- ・総合計画策定にあたっての基本的な考えについて
- ・総合計画策定体制について
- ・総合計画策定スケジュールについて
- ・総合計画基礎調査概要について
- ・当面の作業内容について

平成22年6月3日

第2回策定委員会

- ・次期総合計画策定基本方針（案）について
- ・総合計画策定委員会・部会の所掌事務及び部会員（案）について
- ・当面の作業の進め方について

平成22年6月11日

庁議

- ・次期総合計画策定基本方針（案）について

平成22年7月26日

第3回策定委員会

- ・基本構想1次素案について
- ・戦略プロジェクト1次素案について
- ・基本計画1次素案について
- ・当面の作業の進め方について

平成22年10月1日

第4回策定委員会

- ・基本構想素案等の公表資料について
- ・基本計画2次素案等について
- ・当面のスケジュール（案）について

平成22年10月15日

庁議

- ・基本構想（素案）について

平成22年10月25日

議会協議会

- ・基本構想（素案）について

平成22年10月27日

市長定例記者会見

- ・基本構想（素案）について公表

平成22年11月1日～11月30日

パブリックコメント手続

- ・基本構想（素案）について
- ・意見提出者数：56人

平成22年11月1日

基本構想（素案）概要チラシを全戸配付

平成22年11月8日

まちづくり講演会

- ・基調講演「かごしまの魅力と今後のまちづくりについて」
- ・基本構想（素案）の説明
- ・参加者数：約200人

平成22年11月8日

テーマ別市民意見交換会

- ・基本構想（素案）について
- ・参加者数：50団体等（66人）

平成22年11月9日

第1回鹿児島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）

- ・委嘱式
- ・会長及び副会長選出
- ・総合計画の策定について
- ・基本構想（素案）について
- ・今後の審議会の進め方等について

平成22年11月10日～11月24日（うち9日間）

地域別市民意見交換会（15地域）

- ・基本構想（素案）について
- ・参加者数：308人

平成22年11月24日～12月21日（うち7日間）

学生会議（4大学で延べ8回）

- ・基本構想（素案）の説明
- ・グループディスカッション
- ・参加者数：211人

平成22年12月7日

第2回審議会

- ・基本構想（素案）について
- ・次回の会議開催について

平成23年1月7日

第3回審議会

- ・基本構想（素案）について
- ・次回の会議開催について

平成23年1月19日

第5回策定委員会

- ・前回以降の経過等について
- ・審議会・市民参画手続における意見等について
- ・基本計画（素案）の作成について
- ・今後のスケジュールについて

平成23年3月17日

第6回策定委員会

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）について
- ・豊かさ実感リーディングプロジェクト（素案）について（従前の「戦略プロジェクト」を改称）

平成23年3月23日

第7回策定委員会

- ・基本計画（素案）の内容について
- ・第四次総合計画の検証について
- ・基本構想（素案）に関する意見の検討結果について
- ・当面の作業スケジュール

### 【23年度】

平成23年4月7日

第8回策定委員会

- ・基本構想（案）について
- ・基本計画（素案）について
- ・第四次総合計画の主な施策の進捗状況について

平成23年4月12日

庁議

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）について

平成23年4月26日

議会協議会

- ・基本構想（案）について

平成23年4月27日

市長定例記者会見

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）について公表

平成23年4月28日～6月3日

パブリックコメント手続

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）について
- ・意見提出者数：49人

平成23年5月1日

基本構想（案）・基本計画（素案）概要チラシを全戸配付

平成23年5月9日～5月24日（うち9日間）

地域別市民意見交換会（15地域）

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）について
- ・参加者数：257人

平成23年5月12日～6月9日

市民意識アンケート調査

- ・対象者：16歳以上の市民5,000人（無作為抽出）
- ・有効回答数：2,549人

平成23年5月17日

第4回審議会

- ・基本構想（案）の諮問
- ・基本構想（案）・基本計画（素案）等について
- ・今後の審議会の進め方等について

平成23年5月23日

第5回審議会

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）等について
- ・起草委員会について
- ・今後の審議会の進め方等について

平成23年5月26日

テーマ別市民意見交換会

- ・基本構想（案）・基本計画（素案）について
- ・参加者数：74団体等（80人）

平成23年6月2日

第1回鹿児島市総合計画審議会起草委員会（以下「起草委員会」という。）

- ・起草委員会の運営等について
- ・答申（案）の構成について

平成23年6月13日

鹿児島市総合計画策定条例制定の件（第16号議案）を第2回市議会定例会へ提案

平成23年6月14日

第9回策定委員会

- ・前回以降の経過等について
- ・審議会・市民参画手続における意見等について
- ・当面のスケジュール、実施計画策定作業について

平成23年6月14日

第2回起草委員会

- ・答申（案）について

平成23年6月27日  
第3回起草委員会  
・答申(案)について

平成23年6月29日  
鹿児島市総合計画策定条例制定の件(第16号議案)を第2回市議会定例会で原案どおり可決(同日公布)

平成23年7月8日  
第6回審議会  
・基本構想(案)に対する答申(案)について

平成23年7月26日  
基本構想(案)に対する答申

平成23年7月27日  
第10回策定委員会  
・基本構想(案)に対する答申について  
・基本構想(議案)について  
・基本計画(案)について  
・基本構想(案)等に関する意見の検討結果について

平成23年8月1日  
鹿児島市総合計画策定条例の施行

平成23年8月12日  
庁議  
・基本構想(議案)・基本計画(案)について

平成23年9月7日  
第五次鹿児島市総合計画基本構想を定める件(第36号議案)を第3回市議会定例会へ提案

平成23年9月22日  
第五次総合計画基本構想審査特別委員会の設置

平成23年10月3日  
庁議  
・第五次総合計画基本構想審査特別委員会について

平成23年10月12日～10月21日  
第五次総合計画基本構想審査特別委員会の開催

平成23年11月22日  
第五次鹿児島市総合計画基本構想を定める件(第36号議案)を第4回市議会定例会で原案どおり可決(同日付けで基本構想を策定)

平成24年1月16日  
第11回策定委員会  
・基本計画等の修正(案)について  
・今後のスケジュール等について

平成24年1月26日  
庁議  
・第五次鹿児島市総合計画基本計画の策定について  
・第五次鹿児島市総合計画第1期実施計画(平成24年度～平成26年度)の策定について

平成24年1月27日  
基本計画(平成24年度～平成28年度)を策定

平成24年2月13日  
第1期実施計画(平成24年度～平成26年度)を策定

平成24年4月1日  
基本構想・基本計画・第1期実施計画概要チラシを全戸配布

## ● 市民参画の状況

【基本構想(素案)について】

### 1 パブリックコメント手続

- (1) 意見の募集期間  
平成22年11月1日(月)～11月30日(火)【30日間】
- (2) 意見の提出者数  
56人
- (3) 意見の件数  
131件

### 2 まちづくり講演会

- (1) 開催日  
平成22年11月8日(月)
- (2) 参加者数  
約200人
- (3) 意見の件数  
42件

### 3 テーマ別市民意見交換会

- (1) 開催日  
平成22年11月8日(月)
- (2) 参加者数  
50団体等(66人)
- (3) 意見の件数  
104件

### 4 地域別市民意見交換会

- (1) 開催日  
平成22年11月10日(水)～11月24日(水)※うち9日間
- (2) 開催地域  
15地域
- (3) 参加者数  
308人
- (4) 意見の件数  
205件

### 5 学生会議

- (1) 開催日  
平成22年11月24日(水)～12月21日(火)※うち7日間
- (2) 開催大学  
鹿児島大学(4回)、鹿児島国際大学(2回)、志学館大学(1回)、鹿児島県立短期大学(1回)
- (3) 参加者数  
211人
- (4) 意見の件数  
85件

### 6 鹿児島市総合計画審議会

- (1) 開催日  
第1回:平成22年11月9日(火)  
第2回:平成22年12月7日(火)

- 第3回:平成23年 1月7日(金)
- (2) 委員数  
20人
- (3) 意見の件数  
46件

【基本構想(案)・基本計画(素案)について】

### 1 パブリックコメント手続

- (1) 意見の募集期間  
平成23年4月28日(木)～6月3日(金)【37日間】
- (2) 意見の提出者数  
49人
- (3) 意見の件数  
107件

### 2 テーマ別市民意見交換会

- (1) 開催日  
平成23年5月26日(木)
- (2) 参加者数  
74団体等(80人)
- (3) 意見の件数  
86件

### 3 地域別市民意見交換会

- (1) 開催日  
平成23年5月9日(月)～5月24日(火)※うち9日間
- (2) 開催地域  
15地域
- (3) 参加者数  
257人
- (4) 意見の件数  
206件

### 4 鹿児島市総合計画審議会

- (1) 開催日  
第4回:平成23年5月17日(火)  
第5回:平成23年5月23日(月)  
第6回:平成23年7月 8日(金)
- (2) 委員数  
20人
- (3) 意見の件数  
43件

### 鹿児島市総合計画策定条例

平成23年6月29日  
条例第23号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定するについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市政の最高理念であり、都市像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 市政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、鹿児島市総合計画審議会条例(昭和47年条例第10号)第1条に規定する鹿児島市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、前条に規定する手続を経て、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

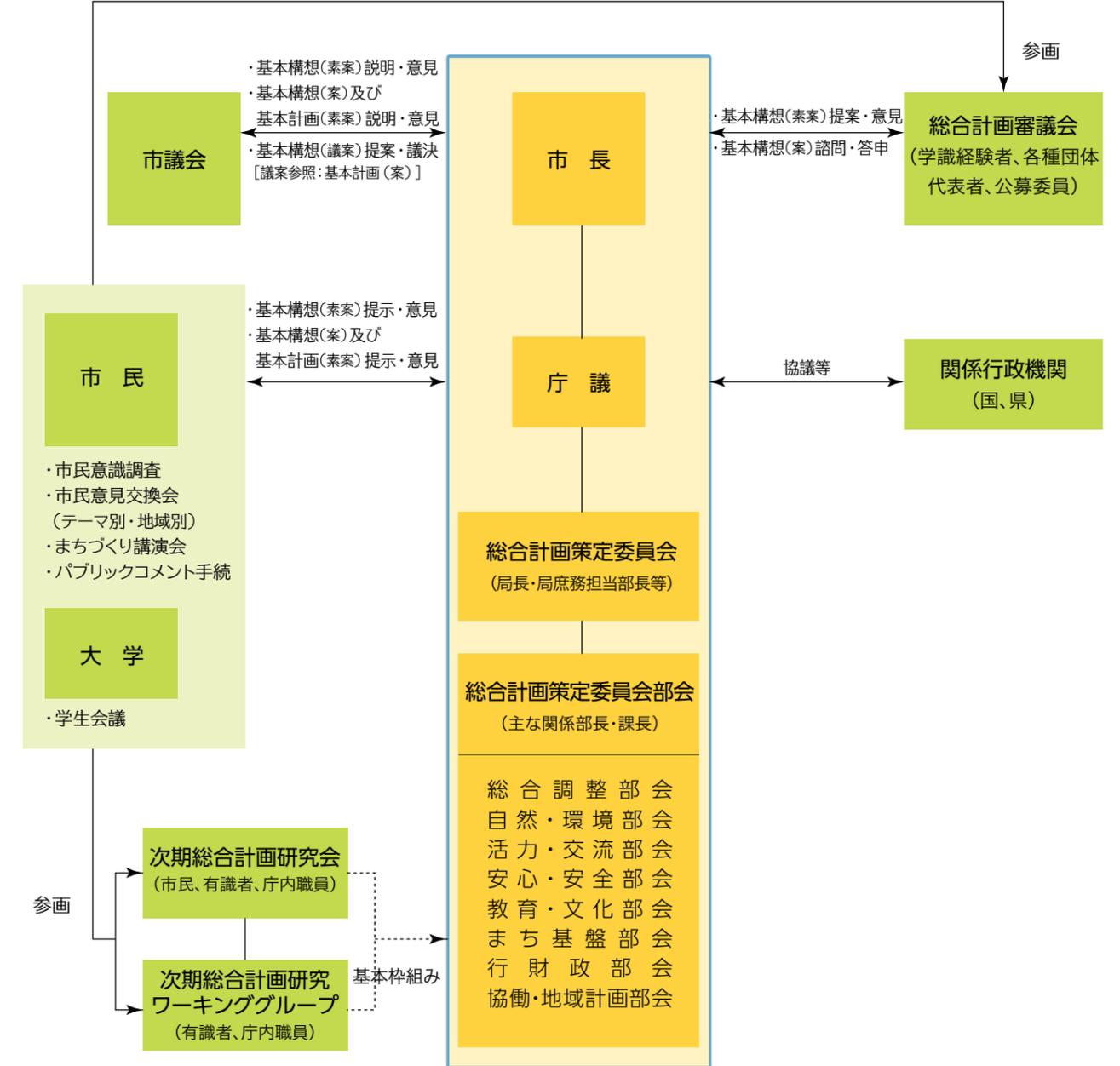
第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

(平成23年7月29日規則第62号で、平成23年8月1日から施行)

### 第五次総合計画の策定体制



## 鹿児島市総合計画審議会条例

平成47年3月29日  
条例第10号

(設置)

**第1条** 本市の総合計画について、市長の諮問に応じ、審議するため、鹿児島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体代表者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

**第3条** 委員の任期は、1年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第4条** 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもつてあてる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則(昭和51年7月28日条例第31号)

この条例は、鹿児島市事務分掌条例の一部を改正する条例(昭和51年条例第30号)の施行の日から施行する。

付 則(昭和62年3月30日条例第16号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月27日条例第32号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成21年3月27日条例第25号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

役職	氏名	職名
会 長	宮廻甫允	鹿児島大学法文学部教授
副会長	中武貞文	鹿児島大学産学官連携推進機構准教授
委 員	青柳俊彦	九州旅客鉄道株式会社常務取締役
	石原みち子	かごしまボランティア連絡協議会副会長
	市谷万里	鹿児島市PTA連合会副会長
	岩元純吉	株式会社山形屋代表取締役会長
	北出徹也	国土交通省九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長
	笹川理子	笹川法律事務所弁護士
	末吉竹二郎	国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問
	多々良尊子	鹿児島県立短期大学生活科学科教授
	田原武志	公募市民
	徳田哲也	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会 鹿児島地域協議会議長
	永田文治	鹿児島経済同友会代表幹事
	中山慎吾	鹿児島国際大学福祉社会学部教授
	西村佐和子	鹿児島市母親クラブ連絡協議会前会長
	福永彩香	公募市民
	松本洋一郎	公募市民
	柳 佐知	公募市民
	大和弘明	株式会社日本政策投資銀行南九州支店長
	米澤小夜子	鹿児島市老人クラブ連合会副会長

(敬称略、委員は五十音順、職名は就任当時)

## 諮問

政 企 第 1 3 号  
平成23年5月17日

鹿児島市総合計画審議会

会長 宮廻 甫允 殿

鹿児島市長 森 博 幸

第五次鹿児島市総合計画基本構想(案)について(諮問)

第五次鹿児島市総合計画基本構想(案)について、貴審議会の意見を求めます。

## 答申書

平成23年7月26日

鹿児島市長 森 博 幸 殿

鹿児島市総合計画審議会  
会長 宮廻 甫允

平成23年5月17日に諮問されました第五次鹿児島市総合計画基本構想(案)について、慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

## 答 申

平成24年度を初年度とする総合計画は、今後10年間ににおける鹿児島市のまちづくりの礎となるものであり、鹿児島市が将来に向けて持続可能な発展を遂げていくための羅針盤となる重要な計画です。

策定にあたっては、これまでとは大きく異なる社会経済情勢の変化を的確に踏まえるとともに、鹿児島市の特性を最大限に生かすという視点が必要であり、また、行政だけでなく、市民や地域団体、NPO、事業者などまちづくりのあらゆる主体が、適切な役割分担の下で協働・連携していくことを、基本理念として大きく打ち出し、この10年間で着実に推進していく覚悟を持って取り組むことが不可欠です。

本審議会においては、このような考えに立ち、基本構想について素案の段階から慎重な審議を行ったところであり、諮問された「第五次鹿児島市総合計画基本構想(案)」については、素案に対する審議会の意見反映に努める中でとりまとめられているものと考えます。

また、計画の策定にあたっては、基本構想の素案及び案のそれぞれの段階において、これまで以上に市民意見の反映に努め

ていることは、これからの協働・連携の推進に先鞭をつけるものと考えます。

その他、基本計画や実施計画の計画期間について、社会経済情勢等の変化に柔軟に対応できるよう見直すとともに、分野を超えた横断的な施策・事業を展開していくための仕掛けを計画に組み込んだことも、前例にとられない新たな試みであると考えます。

今後、厳しさを増す自治体財政を踏まえ、少子高齢化の進行に伴う将来世代の負担増への配慮、環境負荷の軽減も考慮しながら、必要なハード整備には引き続き取り組む一方、よりソフト面を重視した施策展開を図ることを通して、都市像に掲げる「人～心の豊かさ」、「まち～都市の豊かさ」、「みどり～自然の豊かさ」をみんなで創り、市民満足度を高めていかれるよう要請します。

また、基本構想の最終的なとりまとめを行い、同構想に基づき総合計画を推進していくにあたっては、次の点に十分留意されますよう提言します。

## 記

### 1 総合計画の基本に関する事項

#### (1) 変化を見据え、未来を先取りするまちの姿を描く

- ①政治、経済、社会の不安定な状況、産業構造の転換、アジア諸国における日本の位置づけ、地球温暖化の影響、少子高齢化や人口減少の進行、まちづくりにおける行政の役割変化などを踏まえること
- ②行政が自らの判断でまちづくりのすべてを担う時代ではないという認識の下、「こういう社会を市民みんなと一緒に目指そう」ということを基本構想で示し、それに即して基本計画、実施計画における具体的な取組を示していくこと
- ③東日本大震災の発生を受け、安心安全なまちづくりにおける対応の変化や、人と人とのつながり、コミュニティなどその重要性が再認識されつつあることを踏まえること
- ④10年間の計画期間だけではなく、必要に応じて20年後、30年後、さらには50年後を見据え、「何が鹿児島にとって大切か」を考えること
- ⑤総合計画に掲げた各種施策を同時に達成することが難しいケースが生じた際には、「市民としてどういう尺度で優先順位を決めていくのか」という価値基準を持ち、「選択」を行っていくこと

#### (2) あらゆる主体、次世代に対する「責任ある約束」を考える

- ①総合計画に掲げることについて、「このレベルで実現していく」ということを示した上で、市民や地域団体、NPO、事業者などまちづくりのあらゆる主体と関わっていくことが必要であり、そのことを具体的に打ち出していくこと
- ②今の世代の人たちが、さまざまな分野で次の世代に何を約束していくのか、そういうことを反映させること

## 2 基本構想(案)に関する事項

### (1) 都市像

- ①あるべき将来像に対し、市民としてどのような意志を持ち、どのような負担を覚悟していくかが重要であり、都市像を踏まえ、「人」、「まち」、「みどり」それぞれの豊かさを協働により実現していくこと
- ②次の世代に多大な負担を残すべきではないという考えに立ち、行政に求めるだけでなく、市民でできることは市民で実行していくという意識を一人ひとりが持つことができるよう取り組むこと
- ③都市像を踏まえ、国内外の競争を見据えて、特色ある都市のイメージや方向性を打ち出し、対外的に発信する都市を目指すこと

### (2) 基本目標

- ①今後想定される厳しい財政状況、少子高齢化や人口減少局面への移行などを見据え、あらゆる主体との協働・連携という考えをまちづくりの基本として、自主的・自立的なまちづくりを推進していくこと
- ②経済の発展は、「豊かさ」実感都市の実現に不可欠なものであり、「鹿児島のような自然環境の中でどのような地域経済を構築するのか」という、日本や世界のモデルになるものを10年かけてつくっていくこと
- ③市民一人ひとりの自立性や助け合う心、人と人との絆を基本としながら、環境も大切であるという認識の下、産業の主たるテーマとして、環境や自然の美しさを観光に生かしていくとともに、その成果で市民生活を支えていくことが重要であり、このことを踏まえること
- ④6つの基本目標をベースとして、時代の変化にも即応する、優先順位を付けた施策・事業の展開を図ること
- ⑤基本目標の表現については、達成すべき「ゴール」が明確となる表現とすること  
(「低炭素社会の構築を図る」ではなく「低炭素社会を構築する」など)

## 3 協働・連携による推進に向けて

### (1) 分かりやすい計画

- ①市民が主体的にまちづくりに関わるため、鹿児島市が将来どのような方向に進んでいくのか、そこに自分がどのように関係するのかをイメージできるような計画としていくこと
- ②総合計画について、市民にまず知ってもらうことが重要であり、「できるだけ詳しく」ではなく「できるだけ分かりやすく」ということに重点を置くこと
- ③市民がまちづくりに関わりやすくするためには、実施計画に掲げる事業に担当部署を記載するなど、市役所のどこに対応を求めたらよいか分かるよう工夫すること

### (2) 豊かさ実感リーディングプロジェクト

- ①都市像の実現に向けては、基本目標ごとの各分野において、専門性を発揮した効率的な施策・事業の推進を図るとともに、現実の諸課題の多くは分野を超えた総合性を有するものであることを踏まえ、分野横断的な施策・事業の展開を図っていくこと
- ②横断的な施策・事業の展開については、「豊かさ実感リーディングプロジェクト」の推進を図るとともに、それを契機として、市役所内の組織、さらにはまちづくりの各主体の枠を超えた協働・連携の動きを拡充していくこと

### (3) 実行重視

- ①「市民と行政が拓く 協働と連携のまち」の一つの具体的な形として、市民が策定後の総合計画の進行管理に関わっていく推進体制を構築すること
- ②目標指標については、目標達成に向け、行政の取組に対する市民からのチェック、さらには市民自身の自発的な取組促進につながるよう、可能な限り具体的な目標を掲げるとともに、各施策の的確な状況把握に基づく各面からの評価を行い、適正な進行管理を行うこと

## ● 鹿児島市庁議規程

昭和48年7月1日  
訓令第12号

(目的及び設置)

**第1条** 市政の基本方針に係る市長の意思決定を補佐して必要な協議を行なうとともに、市の各機関及び各局間の総合的な調整を行なうことにより市政の効率的な運営をはかるため、鹿児島市庁議(以下「庁議」という。)を置く。

(構成)

**第2条** 庁議は、次の職にある者をもつて構成する。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 総務局長
- (4) 企画財政局長
- (5) 市民局長
- (6) 環境局長
- (7) 健康福祉局長
- (8) 経済局長
- (9) 建設局長
- (10) 消防局長
- (11) 教育長
- (12) 市立病院長
- (13) 交通局長
- (14) 水道局長
- (15) 船舶局長
- (16) 総務局市長室長
- (17) 総務局総務部長
- (18) 企画財政局企画部長
- (19) 企画財政局財政部長

**2** 市長が、付議事項に関連して必要と認めるときは、前項に定める者以外の者を出席させることができる。

(開催期日)

**第3条** 庁議は、毎月おおむね10日までの日で市長が定める日に開催する。ただし、市長は、特別な理由があるときはこれを変更し、または臨時に開催することができる。

(主宰)

**第4条** 庁議は、市長が主宰する。ただし、市長が出席できないときは、副市長がその職務を代理する。

(付議事項)

**第5条** 庁議に付議される事項は、次のとおりとする。

- (1) 市行政の基本方針に関する事項
- (2) 市の制度または行政機能に重大な影響を与える事項
- (3) 新規または異例に属する重要事項
- (4) 市議会提案事項
- (5) 局間調整を必要とする重要事項
- (6) 市長が必要と認める事項
- (7) その他業務に係る報告事項

(付議手続)

**第6条** 庁議の構成員は、所管業務のうち庁議に付議すべき事項又は報告事項があるときは、文書で企画財政局企画部政策企画課を通じて市長に提出するものとする。

**2** 付議に必要な資料は、庁議の3日前までに構成員に配布する。  
(決定及び記録)

**第7条** 庁議に付議された事項は、その協議を経て、市長が決定する。

**2** 企画財政局企画部長は、庁議の経過を記録し、保管しなければならない。

(決定事項の執行)

**第8条** 庁議で決定された事項は、主管の部局ですみやかに処理しなければならない。

**2** 主管の局長は、決定事項の執行状況を庁議に報告しなければならない。

(連絡機関)

**第9条** 庁議の構成員は、庁議で決定された事項その他の事項の周知連絡のため、局内部課長会議を開催しなければならない。

**2** 局内部課長会議は、それぞれ局内の部課長等で構成し、必要に応じて随時開催する。

(庶務)

**第10条** 庁議に関する庶務は、企画財政局企画部政策企画課において行う。

付 則

この訓令は、昭和48年7月1日から施行する。

付 則(昭和51年7月31日訓令第7号)

この訓令は、昭和51年8月1日から施行する。

付 則(昭和62年3月31日訓令第5号)

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

付 則(昭和62年10月7日訓令第11号)

この訓令は、昭和62年10月7日から施行する。

付 則(平成12年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成16年10月22日訓令第8号)

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

付 則(平成17年1月31日訓令第1号)

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日訓令第1号)

(施行期日)

**1** この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

**2** 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)附則第3条第1項の規定により収入役がなお従前の例により在職する場合においては、改正前の第2条第3号の規定は、なおその効力を有する。

付 則(平成21年3月27日訓令第8号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

[平成24年4月1日の改正:「船舶部長」→「船舶局長」]

## 鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱

- (設置)
- 第1条** 鹿児島市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に資するため、庁内に鹿児島市総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。
- (所掌事項)
- 第2条** 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 総合計画の基本構想及び基本計画の検討をすること。
- (2) その他総合計画の基本構想及び基本計画に関し必要な事項(組織)
- 第3条** 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。
- 2 会長は、企画財政局長をもって充てる。
- 3 副会長は、総務局長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。(会長等の職務)
- 第4条** 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長を務める。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第5条** 会議は、会長が必要に応じて招集する。
- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (部会)
- 第6条** 会長は、委員会における検討を円滑にするため、部会を設けることができる。
- (庶務)
- 第7条** 委員会の庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。
- (その他)
- 第8条** この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- 付 則
- (施行期日)
- 1 この要綱は、平成22年4月21日から施行する。(鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
- (1) 鹿児島市総合計画策定委員会設置要綱(平成元年7月7日制定)
- (2) 鹿児島市策定委員会専門部会設置要綱(平成元年7月7日制定)

## 別表(第3条関係)

## 鹿児島市総合計画策定委員会委員

市民局長
環境局長
健康福祉局長
経済局長
建設局長
消防局長
教育長
市立病院事務局長
交通局長
水道局長
船舶部長
総務局市長室長
総務局総務部長
企画財政局企画部長
企画財政局財政部長
市民局市民部長
環境局環境部長
健康福祉局健康福祉部長
経済局商工振興部長
建設局建設管理部長
消防局次長
教育委員会事務局管理部長
交通局次長
水道局総務部長
総務局総務部行政管理課長
企画財政局企画部政策推進課長
企画財政局財政部財政課長
市立病院事務局総務課長
船舶部総務課長

(役職名は就任当時)

## 鹿児島市次期総合計画研究会設置要綱

- (設置)
- 第1条** 次期総合計画基本構想の策定に資するため、鹿児島市次期総合計画研究会(以下「研究会」という。)を設置する。(所掌事項)
- 第2条** 研究会の所掌事項は、次のとおりとする。
- (1) 次期総合計画の基本枠組みの検討をすること。
- (2) その他次期総合計画基本構想に関し必要な事項(組織)
- 第3条** 研究会は、座長、副座長及び委員をもって組織する。
- 2 座長、副座長及び委員は、別表に掲げる者とし、市長が囑し、又は任命する。(座長等の職務)
- 第4条** 座長は、研究会を代表し、会務を総理し、研究会の会議(以下「会議」という。)の議長を務める。
- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)
- 第5条** 会議は、座長が必要に応じて招集する。
- 2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。(庶務)
- 第6条** 研究会の庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。(その他)
- 第7条** この要綱に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が別に定める。
- 付 則
- (施行期日)
- 1 この要綱は、平成21年12月4日から施行する。(鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ設置要綱の廃止)
- 2 鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ設置要綱(平成21年7月10日制定)は、廃止する。

## 別表(第3条関係)

役職	職名	氏名
座長	鹿児島市企画財政局企画部長	宇治野和幸
副座長	鹿児島市企画財政局企画部政策企画課長	久保英司
委員	鹿児島工業高等専門学校土木工学科准教授	内田一平
	株式会社 日本政策投資銀行南九州支店業務課調査役	奥直子
	鹿児島大学生涯学習教育研究センター准教授	小栗有子
	鹿児島大学水産学部教授	佐野雅昭
	鹿児島大学教育学部准教授	下原美保
	鹿児島商工会議所企画産業部企画課長	田中文裕
	鹿児島大学大学院理工学研究科教授	富安卓滋
	鹿児島国際大学福祉社会学部准教授	中山慎吾
	鹿児島大学教育学部教授	有倉巳幸
	鹿児島純心女子大学国際人間学部准教授	吉田ゆり
	era色彩計画代表	江良喜代子
	tau works代表	川邊佳乃
鹿児島県地球温暖化防止活動推進センター長	清水建司	
株式会社 島津興業林業部	城本昌澄	
一級建築士事務所 株式会社 アーキプラン主任技術者	古川真樹子	
公募市民	末満裕孝	
公募市民	竹本哲也	
公募市民	田原武志	
公募市民	丸山和夫	
公募市民	柳佐知	
鹿児島市職員 20名		

(敬称略、職名は就任当時)

## 鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ設置要綱

(設置)

**第1条** 次期総合計画基本構想の策定に資するため、鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を設置する。

(所掌事項)

**第2条** ワーキンググループの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 本市の現状の把握をすること。
- (2) 事例の調査・研究をすること。
- (3) 基本的な課題の抽出をすること。
- (4) 次期総合計画の視点の検討をすること。
- (5) 次期総合計画の基本枠組みの素案の作成をすること。
- (6) その他次期総合計画基本構想に関し必要な事項

(組織)

**第3条** ワーキンググループは、座長、副座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、企画財政局企画部長をもって充てる。

3 副座長は、企画財政局企画部政策企画課長をもって充てる。

4 委員は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定める人数を市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者 10人以内
- (2) 本市職員 21人以内

(座長等の職務)

**第4条** 座長は、ワーキンググループを代表し、会務を総理し、ワーキンググループの会議(以下「会議」という。)の議長を務める。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(分科会)

**第6条** ワーキンググループの所掌事項に関する具体的な事項について検討させるため、ワーキンググループに分科会を置く。

2 分科会の組織は、座長が別に定める。

(庶務)

**第7条** ワーキンググループの庶務は、企画財政局企画部政策企画課において処理する。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、ワーキンググループに関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成21年7月10日から施行する。

### 鹿児島市次期総合計画研究ワーキンググループ委員名簿

役職	職名	氏名
座長	鹿児島市企画財政局企画部長	宇治野和幸
副座長	鹿児島市企画財政局企画部政策企画課長	久保英司
委員	鹿児島工業高等専門学校土木工学科准教授	内田一平
	株式会社 日本政策投資銀行南九州支店業務課調査役	奥直子
	鹿児島大学生涯学習教育研究センター准教授	小栗有子
	鹿児島大学水産学部教授	佐野雅昭
	鹿児島大学教育学部准教授	下原美保
	鹿児島商工会議所企画産業部企画課長	田中文裕
	鹿児島大学大学院理工学研究科教授	富卓卓
	鹿児島国際大学福祉社会学部准教授	中山慎吾
	鹿児島大学教育学部准教授	有倉巳幸
鹿児島純心女子大学国際人間学部准教授	吉田ゆり	
鹿児島市職員 21名		

(敬称略、職名は就任当時)

## 用語解説(五十音順)

### ア行 ICT

情報通信技術。

Information and Communications Technology の略。

### アミューズメント

娯楽。楽しみ。

### AEA・ALT

AEA(小学校の英会話活動協力員)・ALT(中学校や高校の外国語指導助手)

### NPO

Non Profit Organization(非営利組織)の略。営利を目的としない公益的な市民活動などを行う民間の組織、団体のこと。

### カ行 介護予防プログラム

要支援又は要介護になるおそれのある高齢者「元気づくり高齢者」を対象に、楽しく運動し、バランス良くおいしく食事がとれるよう支援するなど、機能向上を目的とした教室や個別支援。

### 環境管理事業所

鹿児島市環境保全条例に基づいて適正に環境管理を行い、環境への負荷の少ない事業活動を自主的にを行っている事業所。

### 環境マネジメントシステム

組織が自ら環境方針を設定し、計画の立案(Plan)、実施・運用(Do)、点検・是正(Check)、見直し(Action)という一連の行為により、環境負荷の低減を継続的に実施していく仕組み。

### グローバル化

国を超えて地球規模で活動が拡大すること。

### 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線を受けて化学反応を起こし発生する汚染物質で、光化学スモッグの原因となり、高濃度では、粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観察されている。

### コミュニティサイクル

複数のサイクルポート(自転車貸出拠点)を配置し、どのサイクルポートでも貸出・返却ができるようにしたシステムのこと。

### コミュニティバス

地域住民の利便性向上等のために一定地域内を運行するバスで、主に自治体が主体となって導入するバスのこと。

### サ行 サブターミナル

さまざまな交通機関が集まり、補助的な役割をする交通の結節拠点のこと。

### 施設緑地

都市公園や、都市公園以外の公共用地で都市公園に準じる公園・緑地の機能を持つ公共施設。

### 実質公債費比率、将来負担比率

これらの数値が財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)で定める早期健全化基準(実質公債費比率25%、将来負担比率350%)以上の場合、早期健全化計画の策定と外部監査の要求が義務付けられる。

### 水質保全目標

水遊びなどの親水活動にふさわしい水質を保全することを目的に設定された本市独自のBODの目標値。

### ストックマネジメント

既存の施設(ストック)を有効に活用し、長寿命化等を図る体系的な手法のこと。

**3R (スリーアール)**

Reduce (リデュース:発生抑制)、Reuse (リユース:再使用)、Recycle (リサイクル:再生利用)の3つの頭文字をとったもの。

**生物多様性**

すべての生物の間に違いがあることで、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルでの多様性がある。

**創エネ**

太陽光発電システムや家庭用燃料電池などを利用してエネルギーをつくり出すこと。

夕行

**第三次救急医療**

ただちに救命処置を要する重篤な救急患者に対する医療

**地域コミュニティ活動**

町内会の活動(自主防災組織、衛生連、あいご会等の活動を含む。)、校区での活動(校区公民館運営審議会、校区社協等の活動を含む。)、その他の活動(防犯パトロール、老人クラブ等の活動を含む。)、NPO等の非営利活動(ボランティア、その他市民活動等を含む。)のこと。

**地域包括ケア**

地域の高齢者に対し、介護・医療サービスのほか見守りなどのさまざまな生活支援を、包括的、継続的に提供すること。

**地区計画**

比較的小さい地区を単位として、それぞれの特性に応じたきめ細かなまちづくりを行うための計画で、道路、公園などの配置や規模、建築物の建て方のルールなどについて、住民等の意見を反映して定めるもの。

**DV (ドメスティック・バイオレンス)**

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のこと。

**都市型農業**

地域の特性を生かした農畜産物を生産し、安全安心かつ新鮮で良質な農畜産物を供給するとともに、防災や緑地保全などの農業の持つ公益的機能の点から都市と農業の共存を図ろうとする農業。

**都市機能**

店舗、病院、銀行などの生活利便施設や、道路、公園、学校などの公共公益施設。

ナ行

**認定農業者**

農業経営基盤強化促進法に基づき、農業者自らが作成した農業経営改善計画の認定を受け、経営感覚に優れた農業経営体を目指している農業者。

**農業の6次産業化**

農業者が、農産物の生産(1次産業)だけでなく、食品加工(2次産業)、流通・販売等(3次産業)に主体的かつ総合的に関わることで、高付加価値化を図るもの。

**ノーマライゼーション**

障害者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。

ハ行

**BOD(生物化学的酸素要求量)**

有機物などによる水質汚濁の指標で、この数値が高いほど汚濁が大きくなる。

**扶助費**

生活保護費、子育て支援など、福祉や医療に係る費用。

**ポータルサイト**

関連する分野別に情報が整理され、リンク先が表示されているウェブサイト。

マ行

**モビリティ・マネジメント**

公共交通の便利な利用方法や環境面・健康面でのメリットなどの情報を提供することにより、一人ひとりのモビリティ(移動)が望ましい方向へ自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

人・まち・みどり みんなで創る  
“豊かさ”実感都市・かごしま

第五次鹿児島市総合計画

平成24年5月

発行・編集： 鹿児島市（企画財政局 企画部 政策企画課）  
〒892-8677 鹿児島県鹿児島市山下町11番1号  
TEL 099-216-1106 FAX 099-216-1108  
Eメール seisaku-k@city.kagoshima.lg.jp  
URL <http://www.city.kagoshima.lg.jp>

表紙イラスト： 大寺 聡

印刷： 洵上印刷株式会社

表紙、イラストの無断転載を禁じます。